

とちぎ健康経営事業所認定証  
弁護士法人  
宇都宮東法律事務所 様

とちぎ健康経営事業所認定制度  
実施要領第6条第1項に基づき  
とちぎ健康経営事業所として認定します



とちぎ健康経営事業所

有効期間 令和 4 (2022) 年 8 月 1 日から  
令和 7 (2025) 年 7 月 31 日まで

令和 4 (2022) 年 7 月 25 日

栃木県知事 福田 富一



全国健康保険協会 栃木支部  
支部長

宮崎 務

